

「指定管理者制度モデル条例案」

(日弁連法務研究財団作成) を学ぶ

2003年の地方自治法改正により始まった指定管理者制度は、地方行財政改革の一環として、民間活力を自治体サービスに取り入れる自治体で採用されつつあります。公立図書館においても図書館政策企画委員会の最近の調査でこの制度を導入している図書館は、すでに500館を越えるに至っています。

日本図書館協会はこれまでも幾度となくこの制度について見解(※)を発表し、この制度の問題点(継続的かつ安定的なサービスの維持向上が難しい)などを指摘してきたところですが、今回は、昨年4月に開催された日本弁護士連合会・(公社)日弁連法務研究財団共催セミナーで紹介された「指定管理者制度基本条例案」に焦点をあて学習会を開催いたします。

この「指定管理者制度基本条例案」作成に関わったお一人、日弁連法務研究財団の太田雅幸弁護士においでいただき、学習会を行います。図書館関係のみなさまのご参加をよろしく願いたします。

※<http://www.jla.or.jp/Portals/0/data/kenkai/siteikanrikeikai2016.pdf>で見解を見ることができます。

- | | |
|-------|----------------------------|
| 【日時】 | 2018年2月22日(木) 午後6時30分(予定)～ |
| 【場所】 | 日本図書館協会 2階研修室 |
| 【参加費】 | 300円(参加費用は資料代と講師謝礼として使用) |
| 【定員】 | 当日先着100名 |
| 【内容】 | 講演 「指定管理者制度基本条例案」について |

太田雅幸氏 (日弁連法務研究財団におかれた条例研究会メンバー・太田雅幸法律事務所)

略歴：東京大学卒業後、衆議院法制局入局。20年にわたり、内閣委員会、地方行政委員会、財務金融委員会、商工委員会、厚生委員会などを担当し、法律案や修正案の作成に携わる。司法研修所(49期)を経て、2005年弁護士登録。

意見交換

【お問合せ先】

(公社)日本図書館協会 鈴木 電話：03-3523-0811 E-mail:suzuki@jla.or.jp

指定管理者制度基本条例案の主な内容

目的「公の施設に係る役務の品質の確保及び利便性の向上を図り、…公共の福祉の増進に資する」

指定管理者制度採用の是非の検討の条文

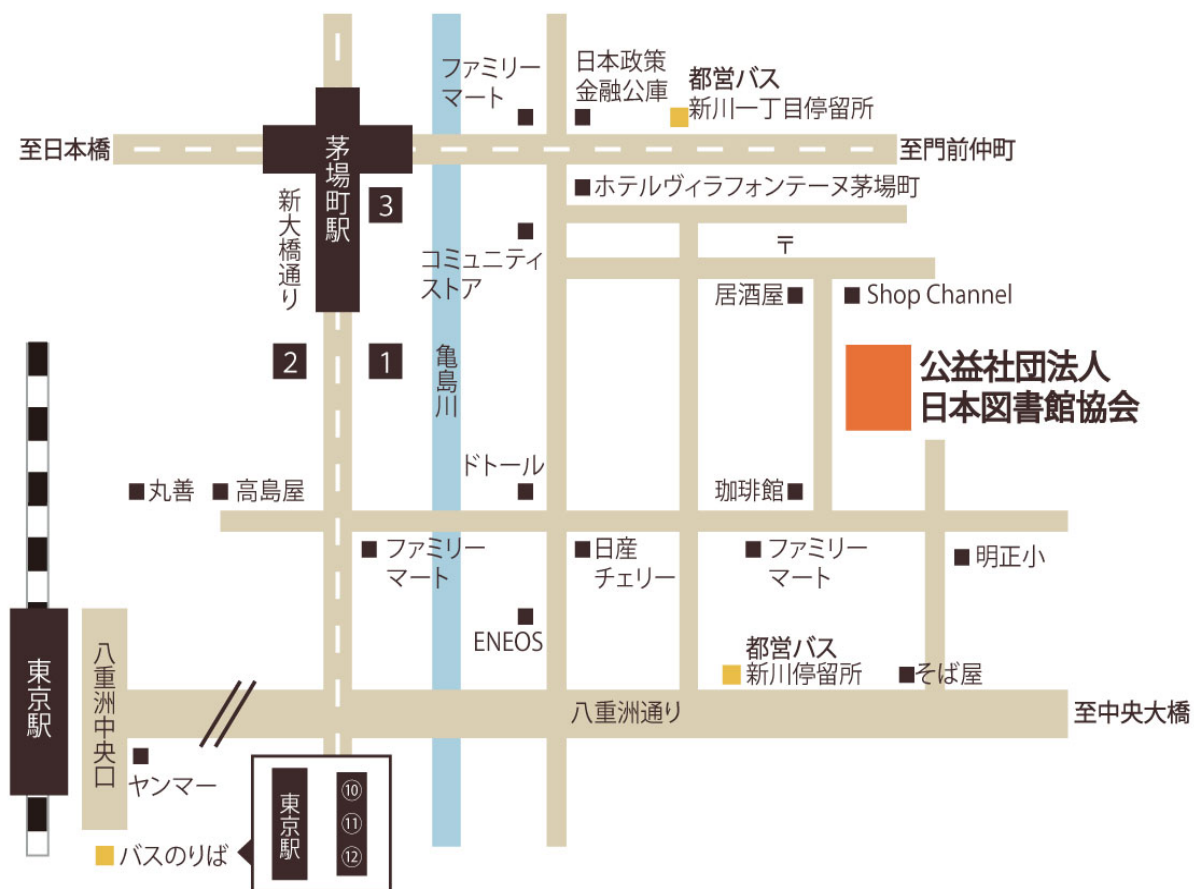
「直営…と指定管理者による管理のいずれが適当かを検討し、必要な措置を講じる」「経費の節減を目的として指定管理制度を導入してはならない」

指定管理の導入 「次の施設に該当しないこと」

「図書館その他公の施設に関わる事業が長期の継続的な方針の下で行われる必要がある事業」

主催：公益社団法人日本図書館協会・図書館政策企画委員会

【周辺案内図】



茅場町駅ご利用の場合（地下鉄東西線，日比谷線）

地下鉄[1][3]出入口へおすすみください。亀島川を越え，当協会ビルまで徒歩約4～5分です。

東京駅より都営バスご利用の場合

八重洲口中央口（南口）より都営バス10番のりばから，東16系統「深川車庫前」行，「東京ビッグサイト」行，「住友ツインビル前」行，「有明一丁目」行，「豊洲駅前」行のいずれかに乗車いただき，[新川]停留所で下車してください。所要時間は約10分です。なお，[新川]停留所より当協会ビルまでは徒歩約2～3分です。

（都営バス バスのりば案内）<http://www.kotsu.metro.tokyo.jp/bus/noriba/tokyo.html>

東京駅より徒歩の場合

八重洲通りを中央大橋方面へ，当協会ビルまで約1.3km，徒歩約20分です。